

トルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

(法第十四条第二号の厚生労働省令で定める学校、文教研修施設又は養成所)

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八条の六第一号の規定により指定されている保育士を養成する学校その他の施設

二 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第二十一条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている大学、学校又は看護師養成所

三 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

四 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

五 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第一百三十七号)第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

六 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

七 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号から第三号までの規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

八 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十八条第一項に規定する高等学校の専攻科

九 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十号)第十四条に規定する防衛医科大学校

十 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第一項第二号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第三号に規定する職業能力開発大学校及び同法第二十一条第一項に規定する職業能力開発総合大学

十一 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第一項第二号に規定する職業能力開発促進事業団

十二 職業能力開発促進法及び雇用促進事業法の一部を改正する法律(平成九年法律第四十五号)による改正前の職業能力開発促進法

第二十七条第一項に規定する職業能力開発大

学校並びに職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成四年法律第六十七号)による改正前の職業能力開発促進法第十五条第二項

(法第十四条第三号の厚生労働省令で定める者は、次とのおりとする。)

法第十四条第三号の厚生労働省令で定める者は、次とのとおりとする。

一 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)以下この条において「施行規則」という。)第六十一条第一項に規定する一級に合格した者(施行規則第六十五

条の規定により職業訓練指導員の免許を受けた者として学科試験の全部の免除を受けた者(施行規則附則第九条に定める者として職業訓練指導員の免許を受けた者に限る。)を除く。)

二 施行規則第六十一条第一項に規定する二級に合格した者のうち、学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学、前条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所又は職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号(第二号を除く。)に掲げる公共職業能力開発施設(職業能力開発促進法の一部を改正する法律による改正前の職業能力開発促進法第十五条第二項各号(第二号を除く。)に掲げる公共職業訓練施設を含む。)において六か月以上修業し、かつ、法第十四条第二号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、二級合格後、五年以上義肢装具の製作に従事した経験を有するもの

(合格証書の交付)

三 第十五条 厚生労働大臣は、試験に合格した者に合格証書を交付するものとする。

(合格証明書の交付及び手数料)

四 第十六条 試験に合格した者は、厚生労働大臣に

(合格証書の交付)

五 第十五条の二 前項の規定によつて試験の合格証明書の交付を申請する者は、手数料として二千九百五十円

(手数料の納入方法)

六 第十七条 第十二条第一項又は前条第一項の規定による出願又は申請をする者は、手数料の額に相当する収入印紙を受験願書又は申請書にはらなければならぬ。

七 第十八条 法第十七条第二項の規定により指定された者は、次とのとおりとする。

八 第十九条 法第十七条第一項に規定する指定試験機関(以下「指定試験機関」という。)は、その名称若しくは主たる事務所の名称若しくは所在地又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地に変更を生じたときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

九 第二十条 指定試験機関は、法第二十条第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇 第二十一条 指定試験機関は、法第二十二条第一項の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に試験事務規程を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一一 第二十二条 指定試験機関は、法第二十三条第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一二 第二十三条 法第二十条第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一二 二〇二〇年四月一日

相当する収入印紙を受験願書又は申請書にはらなければならぬ。

第三章 指定試験機関

(指定の申請)

第二十条 指定試験機関は、法第十八条第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称及び主たる事務所の所在地

二 試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 申請日の日属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 現に行つている業務の概要を記載した書類

七 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

八 法第十七条第四項第四号に該当しない旨の役員の申述書

(指定試験機関の名称の変更等の届出)

九 第十九条 法第十七条第一項に規定する指定試験機関(以下「指定試験機関」という。)は、その名称若しくは主たる事務所の名称若しくは所在地又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地に変更を生じたときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇 第二十条 指定試験機関は、法第二十条第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に試験事務規程を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一一 第二十一条 指定試験機関は、法第二十二条第一項の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に試験事務規程を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一二 第二十二条 指定試験機関は、法第二十三条第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一二 二〇二〇年四月一日

三 変更の理由

一 変更後の指定試験機関の名称若しくは主たる事務所の所在地又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地

二 変更を生じた年月日

三 変更の理由

一 指定試験機関は、法第二十条第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

二 指定試験機関は、法第二十二条第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に試験事務規程を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

三 指定試験機関は、法第二十三条第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

一 試験事務規程の認可の申請

二 指定試験機関は、法第十九条第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

三 新設又は廃止の理由

一 新設し、又は廃止した事務所の名称及び所

二 受験手数料の収納の方法に関する事項

一 新設し、又は廃止した事務所において試験事務を開始し、又は廃止した年月日

二 在地

三 法第二十一条第一項に規定する試験委員
（以下「試験委員」という。）の選任及び解任
に関する事項

四 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関
する事項

五 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に關
する事項

六 その他試験事務の実施に関し必要な事項

（試験委員の要件）

第二十四条 法第二十一条第二項の厚生労働省令
で定める要件は、次の各号のいずれかに該当す
る者であることとする。

一 学校教育法に基づく大学において医学若し
くは工学に関する科目を担当する教授、准教
授若しくは助教の職にあり、又はあつた者

二 法第十四条第一号から第三号までに規定す
る文部科学大臣の指定した学校又は都道府県
知事の指定した義肢装具士養成所の専任教員
三 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以
上の知識及び技能を有すると認めた者

（試験委員の選任及び変更の届出）

第二十五条 法第二十一条第三項の規定による届
出は、次に掲げる事項を記載した届出書によつ
て行わなければならない。

一 選任した試験委員の氏名及び略歴又は変更
した試験委員の氏名

二 選任し、又は変更した年月日

三 選任又は変更の理由

（帳簿）

第二十六条 法第二十五条に規定する厚生労働省
令で定める事項は、次のとおりとする。

一 試験実施年月日

二 試験地

三 受験者の受験番号、氏名、生年月日、住
所、試験の成績及び合否の別

2 帳簿は、試験事務を廃止するまで保存しなけ
ればならない。

（試験事務の実施結果の報告）

第二十七条 指定試験機関は、試験事務を実施し
たときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した
報告書を厚生労働大臣に提出しなければなら
ない。

一 試験実施年月日

二 試験地

三 受験申請者数

2 前項の報告書には、受験者の受験番号、氏
名、生年月日、住所及び試験の成績を記載した
受験者一覧表を添えなければならない。

第二十八条 指定試験機関（受験停止の処分の報告）

行為に關係のある者に対し、法第二十三条第三項は、一項の規定によりその受験を停止させたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所

二 処分の内容及び処分を行つた年月日

三 不正の行為の内容

(読替規定)

第二十九条 指定試験機関が試験事務を行う場合における第十二条第一項、第十五条及び第十六条の規定の適用については、第十二条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは、「指定試験機関」と、同条第二項第二号中「外国の義肢装具の法律」第二条第三項に規定する製作適合等(以下「製作適合等」という。)に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で義肢装具の免許に相当する免許を受けた者であることを証する書類」とあるのは、「法第十四条第四号に該当する者として、厚生労働大臣が認定したことの証する書類」と、第十五条及び第十六条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは、「指定試験機関」と、第十六条第二項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第十六条の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

3 第一项に規定する場合においては、第十七条の規定は適用しない。

(試験事務の休廃止の許可の申請)

第三十条 指定試験機関は、法第二十九条の規定により許可を受けてようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び一部を廃止する場合、法第三十条の規定により指定を取り消された場合又は法第三十四条の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

第三十一条 指定試験機関は、法第二十九条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第三十条の規定により指定を取り消された場合又は法第三十四条の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

二 試験事務を厚生労働大臣に引き継ぐこと
大臣に引き継ぐこと。

三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

第四章 業務

(法第三十八条の厚生労働省令で定める義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の定め
身体への適合)

る義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合は、次のとおりとする。

一 手術直後の患部の採型及び当該患部への適合

二 ギプスで固定されている患部の採型及び当該患部への適合

附 則 抄

(施行期日) 1 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(受験手続の特例)

2 法附則第二条の規定により試験を受けようとする者が、受験願書に添えなければならない書類は、第十二条第二項の規定にかかるわらず、次の一とおりとする。

一 法附則第二条に該当する者であることを証する書類

二 写真（出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

3 法附則第三条の規定により試験を受けようとする者が、受験願書に添えなければならない書類は、第十二条第二項の規定にかかるわらず、次のとおりとする。

一 履歴書

二 法附則第三条第一号に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類

三 昭和六十三年四月一日において病院、診療所又は次項に定める施設で医師の指示の下に適法に義肢装具の製作適合等を業として行つていた者であること及び病院、診療所又は次項に定める施設で医師の指示の下に適法に義肢装具の製作適合等を五年以上業として行つていたことを証する書類

四 写真（出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

4 (法附則第三条の厚生省令で定める施設
法附則第三条に規定する厚生省令で定

設は、次のとおりとする。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十一條に規定する身体障害者（中等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者）

二 身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生相談所

三 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による高等女学校卒業を入学資格とする同令による高等女学校の高等科又は専攻科の第一学年を修了した者

四 旧国民学校初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による実業学校卒業を入学資格とする同令による実業学校専攻科の第一学年を修了した者

五 旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による師範学校予科の第三学年を修了した者

六 旧師範教育令による附属中学校又は附属高等女学校を卒業した者

七 旧師範教育令（明治二十年勅令第三百四十六号）による師範学校本科第一部の第三学年を修了した者

八 内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程（昭和十八年文部省令第六十三号）

第一条若しくは第五条の規定により中等学校を卒業した者又は前各号に掲げる者と同一の取扱いを受ける者

九 旧青年学校令（昭和十年勅令第四十一号）（昭和十四年勅令第二百五十四号）による青年学校本科（修業年限二年のものを除く。）を卒業した者

八 旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）による試験検定に合格した者は同規程により文部大臣において専門学校入学に関し中学校若しくは高等女学校卒業者と同等以上の学力を有するものと指定した者

- 九 旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定に合格した者において行う試験に合格した者

十 旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）第七条の規定により文部大臣が中学校卒業程度において行う試験に合格した者

十一 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律百四十八号）第一条第一項の表の第二号、第三号、第六号若しくは第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者又は同法第二条第一項の表の第九号、第十八号から第二十号の四まで、第二十一号若しくは第二十三号の上欄に掲げる資格を有する者

十二 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣において、試験の受験に関し中等学校の卒業者と同等以上の学力を有するものと指定した者

附 則（平成元年三月二十四日厚生省令第一〇号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

4 4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成三年三月一九日厚生省令第一〇号）抄

1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

2 1 この省令は、平成三年三月二七日厚生省令第一五号）抄

3 この省令は、平成五年四月一日から施行する。

4 附 則（平成五年三月二六日厚生省令第一〇号）抄

1 この省令は、平成五年四月一日から施行する。

5 附 則（平成六年二月二八日厚生省令第一六号）

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成六年三月三〇日厚生省令第十九号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二七日厚生省令第二五号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年二月一八日厚生省令第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

（義肢装具士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この省令の施行前に、第五条の規定による改正前の義肢装具士法施行規則第十三条第七号に規定する施設において修業した期間については、改正後の義肢装具士法施行規則第十三条第七号に規定する施設において修業した期間とみなす。

附 則（平成一一年一月一一日厚生省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一二年三月三〇日厚生省令第五五号）

（施行期日）

附 則（平成一二年一〇月一〇日厚生省令第一二七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

- 附 則** (平成一四年七月一日厚生労働省令第一六一號) 抄
この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年七月十六日)から施行する。

附 則 (平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四四號) 抄
この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。

附 則 (平成一四年七月一二日厚生労働省令第九六號) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二六日厚生労働省令第四七號)
この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日厚生労働省令第二五號) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日厚生労働省令第七五號) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(以下「平成十七年改正法」という。)及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年一月九日厚生労働省令第二号) 抄
この省令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年一月九日)から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四三號) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前に

(助教授の在職に関する経過措置)

- おける助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。略

一から十五まで

十六 義肢装具士法施行規則第二十四条第一号
附 則 (平成二十九年一二月二十五日厚生労働省令第一五二号)
この省令は、平成十九年十一月二十六日から施行する。

附 則 (平成二〇年一一月二八日厚生労働省令第一六三号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日(平成二十年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年四月一日厚生労働省令第五七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年一月九日厚生労働省令第二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日厚生労働省令第五五号) 抄
(施行期日)
1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則 (平成二七年九月三〇日厚生労働省令第一五六号) 抄
(施行期日)
1 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一一月九日厚生労働省令第一三一号)
(施行期日)
1 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則 (平成三〇年一一月三〇日厚生労働省令第一三九号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令
(施行期日) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和元年一二月一三日厚生労働省令第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日（令和元年十一月十六日）から施行する。

附 則 (令和二年一二月一五日厚生労働省令第二〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和四年七月二八日厚生労働省令第一〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

様式第一号（第一条の三関係）

様式第二号（第三条・第六条関係）

様式第二号(第三条・第六条関係)

様式第三号（第四条関係）

様式第四号（第五条関係）

様式第五号（第七条関係）

樣式第六号（第十二条関係）